第５０回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日　　時	令和８年８月６日（木）　午後１時３０分～３時００分
場　　所	市役所２階　市議会委員会室
議　　題	議　　案 「諮問案件」 １）　国立都市計画都市高速鉄道の変更について（東京都決定） ２）　国立都市計画道路の変更について（東京都決定） そ の 他 「報告事項」 １）国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について
出席委員 （敬称略）	堂免会長、鎌田副会長、北島委員、桂委員、 髙柳委員、大谷委員、関口委員、香西委員、藤江委員、 内藤委員、木ノ下委員、松本委員、峯岸委員
事務局等	濵﨑市長、橋本まちづくり政策監、立川都市整備部長、松田生活環境部長、 野田都市計画課長、山崎南部地域まちづくり課長、畠山環境政策課長、事務局
傍 聴 者	１２名

議　　題	議　　案 「諮問案件」 １）国立都市計画都市高速鉄道の変更について（東京都決定） ２）国立都市計画道路の変更について（東京都決定） そ の 他 「報告事項」 １）国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について
要点記録	議案１）について、原案のとおり承認された。 なお、次のとおり意見があった。 【主な意見】 ①廃止される踏切の対策については、地域住民の安全と利便性の確保に向け、JR南武線連続立体交差事業の枠組みの中で適切な対応を行っていただけるよう、事業主体である東京都および東日本旅客鉄道株式会社に対し、強く要請すること。 ②長年の懸案である踏切対策および地域環境の改善を図るため、関係機関と連携し、本事業を一層推進すること。 議案２）について、原案のとおり承認された。 なお、次のとおり意見があった。 【主な意見】 ①道路建設に伴う大規模な緑地の消失や景観への悪影響が懸念されることから、国立市緑の基本計画等の趣旨に沿った環境保全を図り、街路樹等における緑の量および質をしっかりと確保するよう、東京都に働きかけること。

	②幹線道路の開通に伴う騒音や PM2.5 等の大気汚染物質による健康被害への懸念があることから、道路整備の前後における継続的な調査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための実効性のある対策を講じるよう、東京都に働きかけること。 ③道路の整備により、国立第六小学校や近隣の保育園に通う児童・園児の登下校時の安全確保、および地域の分断に対する懸念があることから、工事期間中および供用開始後を通じ、適切な横断箇所の設置や徹底した安全対策を講じるよう、東京都に働きかけること。

国立市都市計画審議会運営規則第１３条第２項の規定により、ここに署名いたします。

令和８年８月６日

議　　長

堂免隆浩

指名委員

高柳香美代

第５０回　国立市都市計画審議会

堂免会長：　それではただいまから第５０回国立市都市計画審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、１点ご案内申し上げます。本日も大変暑くなっております。会場内の空調は適切に管理しておりますが、どうぞご無理のない範囲で上着をお脱ぎになるなど適宜ご調整いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしましては、市長より諮問されました「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」と、「国立都市計画道路の変更について」の２案件について、本日はご審議いただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

また、その他としまして、「国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について」、事務局より報告があります。

ご審議に先立ちまして、今回より新たに就任されました委員をご紹介いたします。事務局より紹介させていただきますので、その後一言ご挨拶をお願いいたします。

野田都市計画課長：　関係行政機関としてお願いしております、立川消防署長であられます、内藤一宏委員です。

内藤委員：　４月１日に着任いたしました、内藤でございます。どうぞよろしくお願いします。

野田都市計画課長：　どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

堂免会長：　続きまして本日の出席者について事務局より紹介をいただきたいと思います。

野田都市計画課長：　市の出席者につきましてご紹介させていただきます。国立市長の濵﨑です。

濵﨑市長：　よろしくお願いします。

野田都市計画課長：　まちづくり政策監の橋本です。

橋本まちづくり政策監：　まちづくり政策監の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長：　都市整備部長の立川です。

立川都市整備部長：　都市整備部長の立川です。よろしくお願いします。

野田都市計画課長：　生活環境部長の松田です。

松田生活環境部長：　生活環境部長の松田です。よろしくお願いします。

野田都市計画課長：　都市計画課長の野田でございます。続きまして、南部地域まちづくり課長の山崎です。

山崎南部地域まちづくり課長：　山崎です。よろしくお願いいたします。

野田都市計画課長：　環境政策課長の畠山です。

畠山環境政策課長：　畠山でございます。よろしくお願いします。

野田都市計画課長：　以上です。

堂免会長：　それでは委員の出席でありますが、みなさんの出席をいただいており、審議会条例第７条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い、会議を進めさせていただきます。

それでは次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日一日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がありますので、会期を本日一日といたします。本会議におきまして、限られた時間の中で十分にご審議いただきたいと存じますので、議事進行につきましてご協力をお願い申し上げます。

続きまして、審議会運営規則第１３条に基づき、第５０回国立市都市計画審議会の会議録に署名をする委員を指名いたします。

これにつきましては髙柳委員をご指名いたします。よろしくお願いします。

それではここで市長さんからご挨拶いただきたいと思います。

濵﨑市長：　みなさまこんにちは。着座にて失礼いたします。委員のみなさまにおかれましては大変お忙しい中、第５０回国立市都市計画審議会の開催にあたりまして、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の議題といたしまして、諮問案件が２件と報告事項が１件ございます。

諮問案件は「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」と、「国立都市計画道路の変更について」の２件でございます。

これらにつきましては、東京都が決定する都市計画となっておりまして、決定に先立ち、国立市に対して意見照会がありましたので、審議会のご意見をお伺いするものであります。

本日ご審議いただく２件の都市計画事業ですけれども、いずれも市民のみなさまの「生命・身体の安全の確保」、そして住環境の改善などの観点から必要性の高い一連の事業であるというふうに考えてございます。

今回答申をいただきました後、東京都に対して回答してまいりたいと考えております。

報告事項は、「国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）についての１件でございます。

こちらにつきましては、現在、今年度末の改訂に向けて、都市計画マスタープランの見直しに取り組んでいるところですが、本日はその検討状況についてご報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

堂免会長：　ありがとうございました。それでは議題に入る前に、議事の進行についてお諮

りいたします。

本日の議事の進行でございますが、諮問案件の「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」と、「国立都市計画道路の変更について」の２件につきましては、関連案件でございますので、議案の説明、質疑、討論は一括で行ったうえで、それぞれ個別にお諮りしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」の声がありますので、この２件の議事進行は、議案の説明、質疑、討論は一括して行い、それぞれ個別にお諮りすることといたします。

それでは議題に入ります。「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」、並びに「国立都市計画道路の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

野田都市計画課長：　説明に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に配布しております資料として、第５０回国立市都市計画審議会の開催についての通知文、右上に国立市都市計画審議会資料Ｎｏ．１とある、「国立都市計画都市高速鉄道の変更について（東京都決定）」、右上に国立市都市計画審議会資料Ｎｏ．２とある、「国立都市計画道路の変更について（東京都決定）」、右上に国立市都市計画審議会資料Ｎｏ．３とある、「国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について」以上、４点となります。

本日、配布いたしました資料でございますが、第５０回国立市都市計画審議会議事日程、令和８年４月１日現在の、国立市都市計画審議会委員名簿、国立都市計画の変更についての諮問書の写し、右上に都市計画審議会第１号議案とあります、「国立都市計画都市高速鉄道の変更について（東京都決定）」の議案書、右上に都市計画審議会第２号議案とあります、「国立都市計画道路の変更について（東京都決定）」の議案書、説明用スライド資料、「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案等の意見照会について（回答）、「国立都市計画道路３・３・１５号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案等の意見照会について（回答）。以上、８点となります。

あと、参考資料として「都市計画案及び環境影響評価書案のあらまし」。南武線連続立体交差化計画に関するもの１冊と、都市計画道路に関するもの１冊を机上に置かせていただきました。こちらの資料につきましては、前回の審議会の際、配布させていただいておりますので、会議後に回収させていただきます。

資料の確認は以上となりますが、不足の資料はございませんでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。説明資料としまして、カラーのＡ４横の資料をご覧いただけますでしょうか。こちらになります。

それでは、第１号議案「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」と、第

２号議案「国立都市計画道路の変更について」、一括してご説明いたします。

本日、机上に配布させていただきました説明資料をご覧ください。

こちらは昨年、令和７年１０月に実施されました都市計画案の説明会のスライド資料を抜粋したものとなります。本件につきましては、前回の審議会でもご報告させていただいておりますが、こちらの資料をもとに、今回初めての委員さんもいらっしゃいますので、改めて、概要についてご説明させていただきます。

２ページをお開きください。説明につきましては、「１．変更対象の都市計画について」、「２．今回の変更経緯について」、「３．今回の変更内容について」、「４．国立市の付帯意見について」、「５．スケジュールについて」、の順にご説明させていただきます。

３ページをお開きください。変更対象の都市計画についてです。今回、変更対象となる都市計画は３件で、一つ目が、「国立都市計画都市高速鉄道の変更」です。地図上でオレンジ色に示している部分、「都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線」を新たに追加するものとなります。二つ目が「国立都市計画道路」の変更となりまして「国立３・３・１５号中新田立川線」、三つ目が同様に「国立都市計画道路」の変更で「国立３・４・５号立川青梅線」を変更するものです。地図上中央の、矢川駅の西側辺り、赤い点線で示している箇所となります。これらは南武線の連続立体交差化にあわせて、交差部付近の道路の構造及び一部幅員を変更するため、既定の都市計画を変更するものとなります。この３件はいずれも、東京都が都市計画決定をするものとなります。

続きまして、４ページをご覧ください。今回の変更経緯について①としまして、南武線連続立体交差化計画の概要となります。こちらはＪＲ南武線、谷保駅から立川駅間の現況を示した平面図です。図の右側が谷保駅、左側が立川駅となります。計画区間内では、矢川通りなどと交差する、２１か所の踏切があります。これらの踏切は、いずれも多くの自動車や歩行者等の通行を妨げ、地域の消防活動や救急活動の支障となっているほか、踏切事故など、地域活動に大きな影響を与えています。こうした課題を解決するため、連続立体交差化が計画されました。

続きまして、５ページをご覧ください。連続立体交差事業についてです。連続立体交差事業とは、鉄道を一定区間連続して、高架化または地下化し、道路と立体交差化することで、多数の踏切を除却する事業です。この事業の実施により、地域の課題となっている、交通渋滞や踏切事故が解消されます。さらに、鉄道による地域分断が解消され、まちづくりが進められることで、沿線地域の活性化が期待されるところです。

続きまして、６ページをご覧ください。都市計画を定める区間について、説明いたします。連続立体交差化計画を予定している区間は、谷保駅付近から立川通り付近までの、約３．７キロメートルとなります。都市高速鉄道として都

市計画を定める区間は、この事業区間を含む、谷保駅付近から立川駅までの、約４.２キロメートルとなります。このうち国立市域の区間は都市計画区間が約２.２８キロメートルとなります。

続きまして、７ページをご覧ください。高架方式の概要について、説明いたします。谷保駅の西側から高架に移行し、市役所付近で高架化されます。矢川駅と西国立駅を高架化し、すでに立体化している立川通り付近で地表面に取り付ける計画となります。これにより、１７か所の踏切（図の赤丸）が除却されるとともに、図の下、緑の丸で示した国立３・３・１５号線や国立３・４・５号線など、５か所の都市計画道路と立体交差化されます。なお、滝の院踏切、坂下第一踏切（図の右手、青丸）は地表面から高架への移行区間となり、通行するための高さが確保できないため、通行ができなくなります。

続きまして、８ページをご覧ください。続いて、標準横断図について、説明いたします。これは、谷保方面から立川方面を見たものです。一般部の高架構造物の地上からの高さは、約７メートルから１２メートル、都市計画の幅は約１１メートルとなります。なお、構造物の高さ、都市計画の幅については、場所によって異なります。

続きまして、９ページをご覧ください。こちらは、矢川駅における横断図で、川崎方面から立川方面を見たものです。高架構造物の地上からの高さは、約１５メートル、都市計画の幅は約１９メートルとなります。

続きまして、１０ページをご覧ください。②といたしまして、国立都市計画道路３・３・１５号中新田立川線と、国立都市計画道路３・４・５号立川青梅線の概要になります。こちらは、多摩地域の主要な道路のネットワークを示したものです。多摩地域では、赤色で示した南北方向、青色で示した東西方向に都市計画道路を格子状に配置して、骨格的な道路ネットワークの形成が推進されています。多摩南北主要５路線の一つである、国立３・３・１５号中新田立川線を含む立川東大和線は、国立市の日野バイパスから東大和市の青梅街道に至る路線であり、中央自動車道の国立府中ＩＣにもアクセスする路線となっています。また、多摩東西主要４路線の一つである、国立３・４・５号立川青梅線を含む新奥多摩街道は、府中市の東八道路から、青梅市の青梅街道に至る路線であり、区部にもアクセスする路線となっています。

続きまして、１１ページをご覧ください。今回の都市計画変更案の、国立３・３・１５号線の事業予定区間は、赤色で示している甲州街道との交差部から、さくら通りとの交差部までの区間、約０.５キロメートルとなります。

続きまして、１２ページをご覧ください。今回の都市計画変更案の、 国立３・４・５号線の事業予定区間は、赤色で示している国立３・３・１５号線（立川東大和線）との交差部から青柳大通りとの交差部までの区間、約０.６キロメート

ルとなります。２つの路線の位置関係につきましては、３ページ目をご覧いただきますとわかりやすいかと思います。

続きまして、１３ページをご覧ください。国立３・３・１５号線と、国立３・４・５号線の整備の目的と効果についてです。広域な観点からは、骨格的な道路網を形成し、人やモノの動きの円滑化、広域防災基地からのアクセスルートの強化による災害対応機能の向上といった効果が期待できます。また市における重要な視点としましては、安全で快適な歩行者空間・通学路また自転車走行空間の確保、市内道路の通過交通の減少や、特に狭あいな生活道路への流入交通の抑制、また緊急車両の通行の延滑化や災害時の緊急輸送路の確保、延焼遮断効果、公共交通等のルートの拡充といった効果、さらには道路とともに整備される街路樹などによる暑熱対策効果など、グリーンインフラとしての機能など、市民生活における安全性・利便性の向上、良好な都市環境の確保、地域防災力の強化などが期待されるところとなります。

続きまして１４ページをご覧ください。今回の都市計画の変更内容となります。①としまして、国立都市計画都市高速鉄道の変更についてです。こちらの説明資料とともに審議会資料Ｎｏ．１としている資料をあわせてご覧いただけますと分かりやすいかと思います。

変更理由といたしましては、東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による交通渋滞の解消また沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を定めるものでございます。線路部分としては、東日本旅客鉄道南武線を新規追加するもの、また主要施設として矢川駅を定めています。

続きまして、１５ページをご覧ください。ここからが計画図となります。

都市高速鉄道として都市計画を定める区間は、谷保駅付近から立川市境までの２.２８キロメートルとなっております。このページには、その起点となる谷保駅周辺が描かれています。

１６ページに移りまして、図の右手、国立市役所付近で、地表式から嵩上式へと切り替わります。ここで嵩上式とは高架となる箇所、地表式とは地表から高架へ移行する区間のことをいいます。

１７ページに移りまして、図の右下に矢川駅があり、立川市境までが都市計画変更区間となっています。

続きまして、１８ページをご覧ください。②国立都市計画道路の変更についてです。

変更理由、こちらの資料も審議会資料Ｎｏ．２をあわせて見ていただくと分かりやすいかと思います。こちらは東日本旅客鉄道南武線の連続立体交差化計画にあわせて、交差部付近の構造及び一部幅員を変更するものとなっておりま

す。変更概要ですが、国立都市計画道路３・３・１５号中新田立川線について、南武線の連続立体交差化に伴いまして、交差部付近が立体構造から平面構造に変更となることから、交差部付近の計画幅員を２８メートルに変更するもの。往復４車線の車道部とその両側に歩行者や自転車の通行空間などを確保するため、標準幅員を２８メートルにするもの。泉三丁目（日野バイパス）から富士見台四丁目（国立３・４・５号線）までの区間において、車線の数を４車線に定めるものとなっております。

また、国立都市計画道路３・４・５号立川青梅線について、南武線の連続立体交差化に伴いまして、交差部付近が立体構造から平面構造に変更となることから、交差部付近の計画幅員を２０メートルに変更するもの。富士見台一丁目（府中市境）から青柳三丁目（立川市境）までの全区間において、車線の数を２車線に定めるものとなっております。

続きまして、１９ページをご覧ください。こちらが計画図となります。図の中央の上部、国立３・３・１５号線の一部幅員が２５メートルから２８メートルへの変更されます。

続きまして、２０ページをご覧ください。図の中央下、国立３・３・１５号線の、南武線交差部付近の計画幅員を２８メートルに変更するものとなります。

続きまして、２１ページをご覧ください。国立３・４・５号線についてとなりますが、南武線交差部付近の計画幅員を２０メートルに変更するものとなります。都市計画変更案３件についての説明は以上となります。

続きまして、２２ページをご覧ください。国立都市計画都市高速鉄道の変更についての付帯意見についてです。

東京都が都市計画決定する案件については、都市計画法第１８条第１項に基づき、関係市町村、つまり国立市に意見を聴くということが定められております。

今回、「国立都市計画都市高速鉄道の変更について」、東京都より国立市に対する意見照会が来ております。この意見照会に対して、都市計画審議会のご意見を伺った後に、東京都に対して回答をしてまいりたいと考えております。

今回、東京都より意見照会のあった件については、国立市都市計画マスタープランとも整合が取れていること、また、南武線連続立体交差化計画に関連する都市計画案との整合が図られていることから、原案のとおり異議がない旨の回答を考えております。

ただ、本事業については、多くのご意見が寄せられていることから、事業の実施にあたっての意見を付した形での回答を考えております。

一点目の意見は、「本事業による環境への影響を懸念する声があることを踏まえ、環境影響評価書案に対する市長意見の趣旨を真摯に受け止め、適切に対応してください。」というものです。

市民のみなさまから環境への影響を心配する声が多く寄せられていたことを受け、環境影響評価書案に対する国立市長意見を提出するにあたり、市民のみなさまからご意見を募集し、その内容を踏まえ、回答を作成した経過があります。そこで、環境影響評価書案に対する市長意見の趣旨を真摯に受け止め、適切に対応することを求めていきたいと考えています。

市長意見の詳細につきましては、参考としてお配りいたしました「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案等の意見照会について（回答）をご確認ください。

二点目の意見は、「事業の実施にあたっては、引き続き市と連携し、地域住民へ丁寧な説明を行うとともに、寄せられる意見や要望に対しては誠意をもって対応してください。」というものです。

市民のみなさまから多く寄せられたご意見を踏まえ、事業実施にあたり、引き続き、丁寧な説明を求めていきたいと考えています。

また、事業の実施にあたり、意見・要望が寄せられた場合には、誠意をもって対応してほしいということも意見として申し上げていきたいと考えております。

続きまして、２３ページをご覧ください。こちらは、国立都市計画道路の変更についての付帯意見についてです。

こちらにつきましても、先ほどと同様、国立市都市計画マスタープランとも整合が取れていること、また、南武線連続立体交差化計画に関連する都市計画案との整合が図られていることから、原案のとおり異議がない旨の回答を考えておりますが、事業の実施にあたっての意見を付した形での回答を考えております。

市長意見の詳細につきましては、参考としてお配りいたしました「国立都市計画道路　３・３・１５　号中新田立川線(国立市谷保～富士見台四丁目間)建設事業」に係る環境影響評価書案等の意見照会について（回答）をご確認ください。

続きまして、２４ページをご覧ください。

最後に、スケジュールについてです。

東京都が作成した都市計画案について、令和７年１０月に公告・縦覧が行われ、都民からの意見を受け付けました。また、環境影響評価の手続きにおきましても、「都民の意見を聴く会」の開催等、これまで意見聴取が行われてまいりました。

国立市に対しても、関係区市町意見照会ということで、東京都から意見照会があり、これを受け、国立市としての意見(案)を付した形で、本日、都市計画案について都市計画審議会に諮問させていただいているところです。

今後、審議会からの答申を踏まえて意見書を作成し、東京都に提出してまいりたいと考えております。

その後の見通しにつきましては、東京都都市計画審議会での審議を経て、令和８年度中に、東京都によって、都市計画決定・告示が行われる予定となって

おります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

堂免会長：　説明が終わりました。初めに、質疑を承ります。それではお願いいただきます。いかがでしょうか。関口委員。

関口委員：　まずＪＲの方の事業費と事業期間について伺いたいんですけれども、確か９６０億円の１３年間だったと思うんですけれども、現時点では、これは変わらなくて、あるいは大きく変化した場合というのは、事業の見直しが考えられるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

堂免会長：　事務局お願いします。

山崎南部地域まちづくり課長：　事業費についてでございますが、９６０億円という金額は令和７年度の説明会時点での金額でございます。その際も説明がございましたが昨今の物価高騰等で、当然上がっていく方向であろうというところではございましたが、今回都市計画決定後の事業化に際してはですね、設計についても詳細な設計の方に移っていくと。その際に、こういった金額の方も精査されていくところであると考えております。そして事業認可取得の際にはですね、そういった資金計画等といったところの計画もございますので、その時点で新たな全体金額等が示されてくるものと考えてございます。以上でございます。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　期間は。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　事業期間につきましては、令和１０年度の事業認可より１３年間の事業期間ということで令和７年度の説明会でも説明されてございます。以上でございます。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　事業認可取得のときということは令和１０年ですか。それまでには事業費がある程度確定をするということでよろしいですか。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　おっしゃるとおりでございます。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　はい。わかりました。ただ南武線はですね、谷保駅のところが高架にならないということで、とても残念な思いをしています。これ決定してしまったので、ここをね、変えてもらうということもできないし、地下にして欲しいということも言えないということもあるんですけれどもね。私鉄なんかはですね、例えば国領の駅は完全に地下方式で非常にいい駅前になってたと思うんですけれども、このＪＲ南武線がね、高架事業でやるんだと、経済的な理由でそうすると説明があったかなと思うんですけれども、結果として、先ほど説明がありましたように、

踏切の廃止があります。踏切の廃止されるところでは渡れなくなっています。南北で渡れなくなってしまうところがあるんですけれども、そこについてアンダーパスでこう行かれるようにするとか、車椅子の方も通れるようにするとかっていうような要望があるかなと思うんですけれども。この辺のことについてはＪＲの方の責任でやられるっていうことでよろしいですか。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　廃止される踏切対策につきましては、現行踏切の対応と同様でございまして、国立市での対応という形になってきますので、他の廃止とならない踏切の対応と同様にですね、事業自体は連立事業の組込みの中、ただ他の踏切の対応と同様にそちらに対して整備していくのは、現在市道でございますので、市での対応という形になってございます。

堂免会長：　事務局。

立川都市整備部長：　ちょっと補足させていただきます。資料で言いますと、スライドのこの７ページが分かりやすいかと思います。今ご質問いただいた、除却される踏切、廃止される踏切、それから残る踏切が図示されていると思います。７ページでございます。

　赤い丸で示している位置の踏切は除却、つまり踏切を撤去して、道路がそのまま整備される予定のところでございます。一方で水色の場所の踏切２ヶ所が廃止と表現しておりますが、こちらは高さが足りないために、踏切を除却した後に平面で道路が整備できない箇所になっております。その上で市としましては、ご質問いただいたとおり、アンダーパスの歩行者が通れるような横断路をですね、今、東京都と一緒に検討しておりまして、連立事業の中で整備していただけるよう、交渉して協議しているところでございます。

　それからこの右のほうにある黒い丸の踏切が、いわゆる残ってしまう踏切ですね、こちらにつきましては市の方で主体的に、残ってしまう踏切についてのできる対策をしていきたいと考えているというところでございます。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　わかりました。連立事業の中でやって欲しいというアンダーパスのところですね、やって欲しいということはぜひ強力にお願いをしていただきたいと思いますし、他の残る踏切の整備についてもですね、できるだけこれ連続立体事業化のところまで入ってるので、ぜひ市の財政負担がないようにやっていただければと思います。

　国立３・３・１５号線のことについてなんですけれども、これ保育園とか第六小学校の近くを通る大きな道路です。４車線の２８メートルの道路ですけれども、このことについて一般質問でもですね、第六小学校の関係者の方に意見を聞いてほしいという話をして、しますっていう回答だったんですけれども、どうも

関係者といったことが違うように取られてしまったみたいで、今日、教師の人たちの意見を聞いたみたいなことのようなんですけれども、私が求めてたのは、第六小学校の関係者とは保護者という意味で、そういう人たちの意見を聞いてほしいとお願いをしてたんですけど、その辺はできているんでしょうか。

堂免会長：　事務局。

野田都市計画課長：　はいお答えいたします。第六小学校の関係者ということでお話があった件につきましては、まずですね令和７年１０月に都市計画変更案の説明会を東京都といたしているところでございます。その会場を第六小学校に設定させていただきまして、２日間で１５５名の方にいらしていただいております。

　また第六小学校の近隣の方には御案内をポスト投函しておりまして、近隣の方、第六小学校関係者の方には周知できていると認識しております。またですね、学校の先生方については、もしかしたらお越しいただけてないこともあろうかと思いましたので、第六小学校の先生方にお伺いしまして、学校関係者として生徒を見守っている先生でありますので、ご意見を伺ってきた次第でございます。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　その意見の中で、大きな道路ができるということで、子どもたちの登下校のことについて心配をするような声とか、それに対してどうなんだとか、あるいはこれに対する人たちには高齢者の方々もいらっしゃるということで、そういう方たちの意見についても質問とか意見がどういうものがあったかというあたりはどうなんでしょうか。

堂免会長：　事務局。

野田都市計画課長：　２８メートルの道路ができるということで地域の分断に繋がるのではないかというお声も確かにございました。学校の先生につきましても、工事が長引くことが想定されますので、通学路に対する安全対策というのは実施していってほしいということがございました。ただこの道路をつくることによりまして、生活道路への車の流入が防げるということ、適切なところに横断箇所を設けていくことで、安心して子どもたちやご高齢の方が歩行できるような空間ができるものと理解しております。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　そういう意見があったということですね。分かりました。もう１つ道路、先ほどの説明でもですね、グリーンインフラですかね、街路樹等のことも言われてたんですけども、ここは道路建設によって多くの緑が消失してしまうということがあると思うんですけれども、ここは国立のですね、非常に大事な南部の緑地里山と言われるようなところなんですけれども、それについてはどういう計画でこれを守っていこうっていうような形で考えていらっしゃるのか、そのあたり

は聞いておりますか。

堂免会長：　事務局。

野田都市計画課長：　お答えいたします。現在改訂しております都市計画マスタープランになりますけれども、こちらでも緑の充実ということでうたっていきたいと考えているところです。都市計画道路につきましても街路樹というところで、緑が創出されるものと考えておるところですけども、その緑の量であったり質であったりというところは東京都にも求めていきたいと考えてございます。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　わかりました。東京都の方に量と質を求めていくということで、国立市は緑の基本計画等ありますので、大事な計画に沿った事業を東京都がしてくれるように申し入れていただきたいと思います。

　もう一つ２本の幹線道路ができるわけですけれども、南武線に囲われた矢川団地等の騒音への対策ですかね。それから保育園も近くにありますし、学校も近く、そういう方に対する騒音対策についてはどのように考えておりますか。

堂免会長：　事務局。

野田都市計画課長：　環境影響評価書案の説明会でもありましたけれども、予測の中では基準を上回る騒音等はないというところでございますが、遮音壁とかそういったものを採用しまして、騒音の低減に努めていきたいということでございます。また、工事後の調査も行われますので、例えば工事後に基準を上回る騒音等が発生している状況がございましたら、その時点でまた対応がとられるものと考えております。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　討論で言いますけど、もしそういったことがある場合は、必ず申し入れますというふうに答えていただきたいと思います。

環境の最後ですけれども、その環境の影響評価あるいは健康被害についてですね、私の方からＰＭ２．５についてちょっと東京都に問い合わせてくださいという話をして、丁寧に東京都の方に申し入れてくださったというふうに思いますけれども、ただその東京都の回答がですね、すごい雑な回答だったかなと思ったのは、ＰＭ２．５というのは微粒な粒子ですよね、タイヤと道路の摩擦によって出てくるような微量粒子。有名なのが中国の黄砂なんですけれども、それは健康被害があるということで、東京都はどう考えているんですかって問い合わせていただいたんですけれども、ＰＭ２．５については発生源がいろんなものがあるから分かりませんみたいな、そういう回答だったと思います。このことについては国立市として、さらにきちっと回答するように求めるということはないんでしょうか。

堂免会長：　事務局。

畠山環境政策課長：　おっしゃるとおり、ＰＭ２．５についてですけれども、昨年１１月に市から意見書として出した中にも、ＰＭ２．５による排気ガス等による大気質への影響なども勘案されることから、そちらについては調査対象とすることを検討されたいという意見を出させてもらっております。また、大気汚染軽減に向けた取組みについても積極的に対応されたいという意見をまず申し述べさせてもらっています。これについて、おっしゃっていただいたとおり、都からの見解としては、その発生源が多岐にわたることからですね、この道路ができたことに伴って、ＰＭ２．５が増加したと明確にならないことから予測対象としていないということが前段にありましたけれども、生活する住宅等ですね、道路の区域とは一定距離を離す、離隔するということ。また、間に植樹帯を設置するということで、一応物理的な緩衝も置くということで対応していくということは、そのときの見解としてはいただいています。市としては、今回のこの諮問の最後にですね、環境影響評価書案に対する市長意見の趣旨を真摯に受け止め、適切に対応していただきたいということはさせていただく予定ですので、その内容も踏まえてですね、環境の変化などについてはちょっとまた状況を調査しながら必要に応じて協議していきたいというふうに考えています。以上です。

堂免会長：　関口委員。

関口委員：　意見で言いますけれどもＰＭ２．５についてはですね、道路設置された前後の調査っていうのは継続的にやっていくことが大事だと思うので、市としてはそのことを踏まえてですね、やっていただきたいと思いますので、どうですかって聞くのが質問なんですけれども。それについては要望としてね、言っておくところにとどめておきますので、ぜひお願いします。終わります。

堂免会長：　他にございませんでしょうか。それでは香西委員お願いします。

香西委員：　さきほどの発言と少し重なるところもあります。まず２ヶ所の踏切廃止というところに関してなんですが、これ何も声を挙げなければ、高架にするというのは当然として、東京都が都市計画決定して、事業を進めていく。もし何もこちらが言わなければ、そこに対する手当というか考えというのは、東京都は、これまでどのような見解を表明しているのか、その点について確認させてください。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　先ほどございました廃止される２つの踏切につきましては、基本的には対応ができないということで、声を挙げなければ何も対応されずに進んでしまうというような状況でございます。

堂免会長：　香西委員。

香西委員：　今回この都市計画の変更云々これを諮問してくるにあたって、今回変更理由というのは要は今まで計画がなかったものをあるという形で、要するに新規追加っていうことじゃないですか。つまり、何か今まで決まってたことを少し変えて

いくとかそういう次元とはまたちょっと違うと私は思ってるんですけども、その中において、何をもって新規というふうに、なんて言うんでしょうね、事業というふうに確定するかっていうことについて曖昧さも幾分かあるんじゃないかという気がしてるんですが、そのあたり市はどのように考えてますか。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　今回は、南武線連続立体交差事業の都市計画変更という形で出させていただいています。というのはですね、まず都市高速鉄道という都市計画がございます。こちらにつきましては、中央線が、都市高速鉄道として国立市内で国立都市計画として決定されている。この都市計画高速鉄道に一つ南武線が追加されるということで、今回変更という形で挙げさせていただいているところでございます。この南武線につきましては、今までなかったものが新たに、どちらかというと新規でというような形の方がニュアンス的には近いっていうのは、おっしゃるとおりかなと思っているところでございます。そういった中で新規というような形での、当然我々も計画を進めていく上でしっかりとですね、影響する部分であったり、生活の上での、一応利便性の向上がありますけれども、そういったところを今回検討してきたところではございます。

堂免会長：　香西委員。

香西委員：　ということで先ほどのことに対して連立事業の中でやってほしいという意見を促進するという意味があるのかなと思っているのですが、みなさま同意見ですか。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　そのように考えているところです。

堂免会長：　香西委員。

香西委員：　分かりました。最後です。高架した後に最終的に鉄道付属街路、側道という部分ができると思います。これに関しては、ここの取扱いは東京都がそこまでやるっていうことなんでしょうか。それともこれは市のほうでしょうか。

堂免会長：　事務局。

山崎南部地域まちづくり課長：　今ご質問にございました付属街路につきましては、また別で定めます都市計画になります。こちらにつきましては東京都決定の都市計画ではなく、国立市決定の都市計画となります。こちらにつきましてはですね、別の機会に、この都市計画審議会に付議という形で諮らさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

香西委員：　よく分かりました。

堂免会長：　他にございませんでしょうか。なければ質疑を打ち切ります。続きまして討論です。ご意見がありましたらお伺いします。では関口委員、お願いします。

関口委員：　いくつか質問させていただいたんですけれども、やはり国立３・３・１５号

線、国立３・４・５号線もですね、住民に大変影響を与えるような大きな道路であると思っています。健康被害、あるいは景観、景観というか緑というものをですね、随分損なうものだろうなと思いますので、これだけの大きな道路が本当に必要なのかどうかっていうことが私の中には疑問でありまして、第六小学校の６０メートルぐらいですかね、離れているところにできる道路でありますし、保育園もあります。今第六小学校はですね、環境教育なんかをやっている、そういう良い事業をやっている小学校であります。

そういうところにこのような地域を分断するような大きな道路が本当に必要かどうか。私は府中でですね、東八道路で非常に便利なことは便利なんですけど、まちが分断されたっていうのを目の当たりにしたことがあって、住民の行き来がなくなってしまうような、そういうようなところであったというふうに思っています。国立３・４・５号線は今２車線であるので、それほど大きな分断というものもないだろうとは思っておりますけれども、ただ東八道路から立川まで開通することによって大きなトラックが入ってくるというようなことがあります。それから先ほどのＰＭ２．５の問題があると思っています。ですから是非その前後での調査っていうのは、国立市民の健康を守るという意味では、調査しておいてほしいと、継続的に調査してほしいということを申し上げておきます。国立３・３・１５号線そのものを、あるいは国立３・４・５号線の延伸について私はですね、反対するという想いでいます。

南武線の立体交差についてはですね、これ本当に前市政のときにですね、谷保駅を高架しないっていうことで決めてしまった。東京都に対して通知してしまったということがあって、粘れなかった。谷保駅が高架にならなかった。とても残念なことが起こりました。このことについては我々議員もですね、市役所の西側の道が南武線高架事業によってどうなるんだろうと、ちょっと注視していたところがあったんですけれども、南武線が高架になってよかったと。大丈夫だということで安心していた後に、谷保駅が高架にならないということがあって大変がっかりした事業であります。ですからそういう事業で、さらにこの踏切の不便さ、地域住民の人たちが不便になるということがあるというのが明らかになってますので、そのことについては十分行政の方が連立事業の方に申し入れる、あるいは市独自で市民の安全確保、あるいは生活を快適にするということを考慮して対応していってほしいということを申し上げておきます。

堂免会長：　他にございませんでしょうか。大谷委員。

大谷委員：　まずですね、今回の２つの議案ですけども、おおいに進めていただきたいなと東京都に申し伝えてほしいなという意見から、ちょっと討論させていただきます。

まず道路に関して言えば、今現在この道路計画、事業予定地となっている場所、

ここには歩道もなく、非常に狭い道で、今でも不安を抱えながら登校している児童がたくさんいます。それを目の当たりにしています。それが、歩道ができ安全に道路も通れる道になり、そして信号がおそらく付くでしょう、横断歩道もしっかりと付く、安全に渡れる。そういう道に変わるということはおおいに期待するところでもあります。そして地域の分断でいいますと、大変失礼な話が出たなと思うのは、今現在も国立３・３・１５号線が四軒在家という地域にできております。今度８日に盆踊りをやりますけれども、地域分断どころか、あの地域は結束固く町内活動をしっかり行っておりますし、今でも谷保の中でも本当に非常に地域コミュニティーがしっかりしてる場所だなというふうに私は見ております。道によって分断されたような事実はございません。多少はあろうかと思いますけれども。ただし今はそれを受け入れながら運営して、しっかりとした地域として成り立ってるっていうのが私の見方であります。

そして連立事業に関しましての事業費でありますけれども、これは一度は大きな事業費がかかります。しかし、総事業費のほんの数パーセントを負担するだけで話は進みますし、このような優良資産を国の税金とＪＲのお金で作り、一度作ったものの整備はほとんどＪＲにしていただけます。あと変更がまさにこれから行われますけれども、変更されますと、今の線路敷のところには、土地ができますから、そこから固定資産税が市に入ってきます。長期に見れば、事業費はすべて完済をされますし、そういったことでありますと、非常にありがたい安全な施設が、優良なものができるという期待を私はしております。ただ、残念なのは、谷保駅のところが、どうにもなりませんでした。そして今非常にそれを渡って通行している方達、その地域の方たちの流れが変わる、２つの踏切が廃止されてしまう、これは非常に大きな地域の課題でありますから、これは先ほどから他の委員も申し上げておりました。ぜひ東京都には強い意見を持って、これは市の問題ではなく事業主体である東京都の問題でありますから、地域にとっても、納得のいくような整備をするように強く意見をしていただきたいと思います。

これはもう実施される事業ですから、実施するからには、無駄な時間をかけてほしくないんです。いたずらに時間をかけずにやると決めたら１日でも早くこの事業完成されるように、みなさまには苦労をかけますけれども、私も一生懸命汗を流します。一緒にこの事業が完成されるようにぜひお願いししたいと思いまして、討論とさせていただきます。

堂免会長：　他にございませんでしょうか。香西委員。

香西委員：　この今回の三つの諮問があるというところで変更の部分があるということでこれを承りました。また様々な意見照会等に関しての回答を市も準備をし、そしてこれを今回紹介をしていただいてるわけであります。これについてはしっかりと出していただきまして、そして東京都がどのような対応してくいくのか、こ

ういうことをしっかりと注視をしていきたいと思います。そして何よりも先ほどの質疑等で触れさせていただきました、他の委員も先ほど言われておりましたが、そもそも谷保駅周辺、これは地形上の不利な部分もあったふうな部分もあったと思いますが、高架にはならない、なれないという中において、かつ本来、利便性が高まる、全体としては高まる部分もあるのかもしれませんが、しかし、残念ながら不便になる地域が逆に出てきてしまう、こうした部分も含めてですね、やはり連続立体交差事業ということで、しっかりとこれは東京都には認識をしていただき、そしてかつ、これは国立市とともに、しっかりとこれを対応していくと、そこまでやはり責任を持って事業として見ていただくということが本来の筋ではないかなと、このことをしっかりと入れ込んでいただきたいなと思います。

　そのための本日の機会ではないかなと私には思えてなりませんでした。以上でございます。

堂免会長：　その他ございませんでしょうか。髙柳委員。

髙柳委員：　私も賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。これまでに至る中で、非常に長い時間をかけて話し合いを東京都とＪＲともしてきてくださったことに感謝を申し上げます。みなさまがおっしゃっているように、谷保駅のことは非常に残念ではありますが、そこで交渉が終わるのではなく、対立を作るのではなく、それではどうすればいいか。そこら辺のところは非常に重要であると、私たちも私たちの会派でも動いておりましたので、考え方をそこで変えて、どうすれば地域のみなさまに納得していただける形の都市計画がつくれるかということに頭を切り換えてきたところでございます。

　この時期まできまして、やはりこの坂下第一踏切と滝の院踏切が廃止されてしまうと、これは非常に私たち国立市民にとって大きな問題であります。ここのところは決して譲らず、しっかりと住民の意見、また私たちのこの国立市がしっかりとした都市計画を、今後まちづくりを行っていくためにですね、職員のみなさんには引き続き、お話し合いをしていただきたい。少しでもよい方向に方向性を導き出してよい報告を市民のみなさまに行えるようにしていただきたいと思っております。

　大きな道路が分断をするというのも、考え方としては一つあるかもしれませんが、谷保の住民のみなさまにとっては狭あいの道の中で非常に防災の安全の面から苦労をなさっている現実がずっと歴史的に続いていました。その辺のところをしっかりと考えていただいて、環境影響評価の素案をしっかりと意見照会をしていくというのは、市長にもきちっとお伝え願って、私たちの国立の自然を守ると同時に、やはり最初におっしゃった市民一人ひとりの安心安全、そこをしっかりと守っていただくということを念頭に置いて今後進めていただくこと

をお願いし、賛成といたします。

堂免会長：　他にございませんでしょうか。なければ討論を打ち切りたいと思います。

それでは個別にお諮りいたします。まずは国立都市計画都市高速鉄道の変更についてです。本件につきましては、これまで討論におきまして貴重なご意見を賜りました。こちらにつきましては、反対意見、異議ありということにはなっていなかった思います。いただいたご意見につきましては会長である私と事務局で精査の上、後日委員のみなさまにご確認いただき、答申に反映させていただきたいと思っております。つきましては、本都市計画変更案及び附帯意見について承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本案は原案通り承認することにいたします。なお、いただいたご意見につきましては、改めてなんですけども、委員のみなさまにご確認いただいたうえで、答申に反映させていただきます。

続きまして、国立都市計画道路の変更についてです。本件につきましてもこれまで討論におきまして貴重なご意見を賜りました。こちらにつきましては反対意見、異議ありがございましたので、採決をとらせていただきたいと思います。

つきましては本都市計画変更案及び付帯意見について承認することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、本案は原案の通り承認することにいたします。なお、いただいたご意見につきましては、委員のみなさまにご確認いただいたうえで、答申に反映させていただきます。

堂免会長：　それでは１時間を超えておりますので休憩にさせていただければと思います。再開は２時４５分とさせていただきます。

（休憩）

堂免会長：　それでは、再開いたします。報告事項に移りたいと思います。

国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について事務局より説明をお願いいたします。

野田都市計画課長：　それでは、報告事項といたしまして「（１）国立市都市計画マスタープラン（第３次改訂版）について」、ご説明いたします。

Ａ３判折り込み資料をご覧ください。改訂のスケジュールとなります。令和６年１１月に着手いたしまして、令和７年度は市民アンケートや市民ワークショップ、また子どもへのアンケートやヒアリング、関係団体へのヒアリングなどを実施し、改訂に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

令和８年度に入りまして、現行計画の点検・評価について意見交換会などを実施し、現在は骨子案を取りまとめているところでございます。

骨子案の説明会につきましては、８月２１日、８月２２日に予定しておりまし

て、また各地域での説明会、オープンハウスなどを実施し、意見を伺ってまいりたいと考えているところです。先立ちまして、骨子の方向性について、本日審議会でご報告させていただくものでございます。

２ページをお開きください。こちらは計画の改訂についてお話をする前に、「都市計画とは」また「都市計画マスタープランとは」について、市民のみなさまにご案内するために整理したものとなります。

３ページをお開きください。

図の中段にあります都市計画マスタープランが、現在改訂を進めているものとなりまして、これを取り巻く関連計画を図化し、ご案内するものです。

４ページをお開きください。こちらは、マスタープランの改訂に当たってのポイントとなります。今後の社会状況を見据えますと、少子高齢化のさらなる進行や、近年の『猛暑日』の増加に代表されるような気候変動への対応が急務となっております。こうした社会の変化に対し、本市のまちづくりとしてどのように対応していくか。その考え方を整理したものが、資料右側となります。

一つ目は、『まちの価値を守り育てる』ことです。基本構想においても掲げている『文教都市くにたち』を次世代へ引き継ぐため、まずはまちの『魅力』をあらためて整理します。

そして二つ目は、この魅力を踏まえ、持続可能なまちを実現するため、これまでのマスタープランで引き継がれてきた７つのテーマ（分野）を踏襲しつつも、新たにすべての分野を横断する視点を設けました。

一つ目は『健幸（けんこう）まちづくり』、二つ目は『気候変動対策・生物多様性』、三つ目は『フェーズフリー』となります。この横断的視点が今回の改訂のポイントとなります。

５ページ、６ページは地形の特徴を、７ページ、８ページは　まちのあゆみを整理したものです。この辺りは説明を省略させていただきます。

９ページをお開きください。さきほど４ページで触れました、まちの魅力について整理したものです。アンケートや市民ワークショップなどでいただきました意見を参考に、６つの項目として整理しました。

このページでは一つ目として、みどりと調和した安心とゆとりの住環境。二つ目として、ハケや湧水などのみどりに育まれた自然環境。

１０ページには、三つ目として、歩きたくなる象徴的なまちなみ。四つ目は暮らしに根付く歴史と文化。

次のページに行きまして、五つ目として、学びが循環する教育環境。六つ目がまちへの誇りと愛着の意識。以上の六つが、本市の持つ主な『まちの魅力』と考えました。

１２ページ１３ページは、まちの魅力をまとめるに至った、アンケート及びワ

ークショップの参考資料となります。

飛びまして１４ページをお開きください。ここまでは、歴史や『まちの魅力』について整理してまいりましたが、こちらのページでは、『くにたちの姿』を客観的な数字から見てみたものになります。まちの様々な要素について、実数値だけでなく、多摩２６市の中での比較も掲載しており、他市と比べた相対的な状況を整理しました。

１５ページをご覧ください。こちらは国立市の人口の推移を示したものです。

２００５年から２０２５年までで人口は基本的に右肩上がりで推移していますが、一方で、市民の年齢構成をみると、少子高齢化が進んでいることが分かるかと思います。

１６ページをお開きください。こちらは人口の将来推計を示したものです。

国立市においては、今後人口が増加するものの、２０年後はほぼ現在と同じ規模の人口になることが想定されています。

また、この間においても、少子高齢化は進行していくことが推計されています。

１７ページをお開きください。先ほどは国立市の人口構成の変化についてお話をさせていただきましたが、まちづくりを取り巻く社会の変化はほかにもあります。こちらは、全国的な状況として、少子高齢化だけではなく、気候変動やインフラの老朽化の数値を取り上げたものとなります。

１８ページをお開きください。こちらは、１７ページの全国の状況との比較として、国立市においても同種のデータにて数値で状況を示したものとなります。

「持続可能なまち」の実現にあたっては、これらの社会変化に対応していくことが必要と考えています。そのために、４ページでも触れました三つの横断的視点についてご説明をいたします。

１９ページをお開きください。一つ目の視点として、『健幸（けんこう）まちづくり』を設定しております。

少子高齢化が確実に進む中で、単に長く生きるだけでなく、心豊かに暮らせるまちを目指すため、市が策定した『健康まちづくりプラン』や『総合基本計画』に基づき、この視点を設定したものとなります。

目指すのは、『暮らしの中で健康になれる空間を整備し、誰もが心豊かに暮らせるウェルビーイングなまちの実現』です。

２０ページをお開きください。二つ目の視点といたしまして、『気候変動対策・生物多様性』を設定しました。

気候変動による地球沸騰化や激甚化するゲリラ豪雨、生物多様性の危機が全国的にも進行する中で環境負荷の少ない持続可能なまちを目指すため、この視点を設定したものとなります。

目指すのは、『みどりを育み多様な生き物と共生するゼロカーボンシティの実

現』です。

２１ページをお開きください。三つ目の視点といたしまして、「日常的な大規模災害への備え」国でも推進し始めているフェーズフリーという概念を設定しております。

インフラの老朽化や、首都直下地震などのリスクが確実に高まる中で、特別な準備だけでなく、日頃からの備えをまちに根付かせるため、この視点を設定したものとなります。

目指すのは、『日常の空間と交流を防災に活かす災害に強いまちの実現』また『備えられる人だけでなく、備えが難しい人も含めたまち全体の安心安全の実現』です。

２２ページをお開きください。今までお話しした三つの視点について、一つひとつを深めていくこともちろん重要ですが、これらは互いに重なり合うものと考えています。

例えば、まちにみどりを増やす『グリーンインフラの活用』は、環境保全や暑さ対策になるだけでなく、雨水を貯める防災機能や、人々が憩う交流空間の創出など、みどりの持つ多様な効果を一度に引き出すことができます。

それぞれの視点を深めることだけではなく、複数の効果を同時に生み出していくことも意識して進めていくことが、本市の持続可能なまちづくりにおいて欠かせない要素であると考えております。

また、右上に記載がありますように、社会状況への対応として『まちづくりにおけるＤＸの活用』も必要であると考えております。

デジタル化やＡＩ活用が進む社会です。ＤＸの活用が不可欠となる中で、通信環境を整えるなども、選ばれるまちでいるための必要な要素であり、これもフェーズフリーの考えのひとつかと考えています。

２３ページをお開きください。こちらが計画の全体構成を体系化したものとなります。

かけあしで説明しましたが、骨子案をまとめた後に、分野別方針、地域別の方針、またそれらを実現するための方針を素案では取りまとめてまいります。

２４ページをお開きください。こちらは現行計画の期間内に実施した主な取組みを地図に落としたものとなります。完了は「赤」、事業中は「緑」で示しています。

この計画期間内において市内全域で様々な取組みが進められていることがお分かりいただけるかと思います。

また、南武線沿線、国立駅周辺、富士見台地域などの、まちづくりに大きくかかわる取組は事業中として、これから動きが本格化していくものとなっております。

２５ページをお開きください。説明は割愛しますが、２５ページ以降は、今後素案で詳しく取りまとめてまいります、分野別方針のさわりの部分を七つの分野別に整理したものとなります。次回の審議会でご報告できるよう取りまとめてまいりたいと考えています。

今後骨子案が完成しましたら、そちらも委員のみなさまにご送付させていただきたいと思っているところです。お気づきの点やご意見などがございましたら、本日に限らず、いつでも頂戴できますと幸いです。以上となります。

堂免会長：　ただいま事務局より説明がありましたが、今回は報告とのことです。質問などございましたら挙手お願いいたします。

大丈夫そうでしょうか。

なければ、この件については、以上とします。

議題につきましては以上でございますが、その他、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上で議事日程のとおり、すべて終了いたしましたので、これをもちまして第５０回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

--- 了 ---